別紙

貸付料算定基準

建物等

１．第８条に基づく建物等の貸付料算定基準は，平成15年度から継続する貸付については平成16年３月31日現在（国立大学法人移行前）における貸付料を適用し，新規の貸付又は社会経済情勢等により改定する場合は，原則として使用目的及び当該貸付を行おうとする建物等の近隣地域内に所在し貸付相手方の利用目的と類似した用途に供されている貸付許可事例等を参考にして算出するものとする。

２．電気，水道，ガス等を使用する場合は，前項により算出した額に光熱水料相当額を加算した額を貸付料とする。ただし，無償貸付等これによりがたい場合等は，別途実費額の請求により光熱水料を徴収する。

３．建物等の一時使用の場合の貸付料は，学長が毎年度近傍類似施設の事例を勘案して算定した額とする。

物品

１．第15条に基づく物品の貸付料算定基準については，次の各号によるものとする。

 一　貸付料＝取得価格÷耐用日数×許可日数

ただし，その総額が100円未満のときは，100円に切り上げるものとする。

二　美術品・収蔵品（標本を含む）及び前項によりがたい場合は相手方と協議の上，貸付料を定めるものとする。